

# 議題：第17号

## 甲府市教育委員会傍聴人規則の全部改正について（原案）

### 1 改正理由

障害を理由とした差別については、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）第7条第1項において、「行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。」と規定されていることをはじめ、共生社会の実現に向けた取組を進めていくうえであってはならないものであり、上記のような事由を理由として教育委員会の傍聴を禁止することは不適切である。

また、その他、時代にそぐわない表記があることから、甲府市教育委員会傍聴人規則について、所要の改正を行う。

### 2 改正の主な内容

- (1) 傍聴を禁止する者から、精神障害者等を削る。
- (2) 電子機器や撮影及び録音について新たに規定する。
- (3) その他、時代にそぐわない表記について改める。

### 3 施行期日

公布の日から施行する。

### 4 教育委員会への議題時期

令和5年7月定例教育委員会（7月12日開催）

# 議題：第17号

甲府市教育委員会規則第 号

甲府市教育委員会傍聴人規則

甲府市教育委員会傍聴人規則（昭和27年11月1日教委規則第2号）の全部を改正する。

第1条 教育委員会の会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所、氏名を記入しなければならない。

第2条 次に掲げる者は、傍聴することはできない。

- (1) 酩酊していると認められる者
- (2) 会議の妨害となる器物等を持っている者
- (3) その他教育長が不相当と認めた者

第3条 傍聴人は、いかなる理由があっても、議場に入ることはできない。

第4条 傍聴人は、傍聴席において次の事項を守らなければならない。

- (1) 帽子、コート、マフラーの類を着用しないこと。ただし、教育長の許可を受けたときは、この限りでない。
- (2) 飲食をしないこと。
- (3) 委員の言論に対して拍手、発言、賛否の表明等をしないこと。
- (4) 携帯電話、パーソナルコンピュータ等の電子機器に電源を切る等の鳴動させない対策を講じ、これらを使用しないこと。ただし、鳴動させない対策を講じている報道関係者のパーソナルコンピュータについては、この限りでない。
- (5) その他議事を妨害する行為をしないこと。

第5条 傍聴人は、撮影及び録音をしてはならない。ただし、教育長の許可を受けたときは、この限りでない。

第6条 傍聴人がこの規則に違反したときは、教育長は、これを制止し、その命令に従わないときは、その者に退場を命ずることができる。

第7条 この規則に定めるもののほか、傍聴人は教育長の指示に従わなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 報告：第9号

6月19日(月)07 岡 政吉 議員 答弁資料目次(令和5年6月 定例会)

(分割方式) 1-1

番号	質問事項	答 弁 者	答 弁 順 番
1-1	農業センターの出張所の設置について	産業部長	1

番号	質問事項	答 弁 者	答 弁 順 番
2-1 2-2 2-3	山城小学校の校舎増築について	市長	1

番号	質問事項	答 弁 者	答 弁 順 番
3-1 3-2 3-3	甲府市の観光推進について	産業部長	1

番号	質問事項	答 弁 者	答 弁 順 番
4-1	山城地区への児童館設置について	子ども未来部長	1

## 報告：第9号

令和5年6月市議会定例会 教育委員会関係の質問に対する答弁内容

### 山城小学校の校舎増築について

- (1) 質問者 岡 政吉 議員
- (2) 質問日 6月19日
- (3) 答弁者 市長
- (4) 担当課 総務課
- (5) 答弁内容

山梨県が進める少人数教育は、児童生徒一人ひとりに向き合いきめ細かで質の高い教育を可能とし、私が市長就任以来、力強く推し進めてきた子どもたちが未来に向かって、夢や希望を持ちながら、心豊かに逞しく成長できる環境づくりに資するものであり、本市においても、現在、小学3年生までに25人学級を導入しているところであります。

こうした中、市内で最も児童数が多い山城小学校では、来年度以降、更に少人数学級が拡大された場合、新たな普通教室や職員室などが必要となることから、この度、校舎の増築を決定したところであります。

増築する校舎は、体育館東側の校庭に建設し、軽量鉄骨造2階建てで、全10教室と各階に男女別のトイレを整備し、延床面積は約1,100平方メートルとなり、耐震性や耐火性、断熱、防音等に配慮するとともに、冷暖房設備やロッカーを備え付けるなど、既存の教室と同程度の環境に整備していく予定であります。

今後、施工業者を決定し、詳細な設計や工期を確定してまいります。現段階においては、来年1月に着工し、7月中の完成を見込んでおります。

工事期間中は、交通誘導員を常時配置するとともに、登下校時間帯には、工事車両の出入りを避けるなど、児童の安全を最優先とし、着実に工事を進めていきたいと考えております。

## 報告：第9号

また、校舎増築は、学校や保護者はもとより、自治会連合会や日常的に校庭を利用しているスポーツ少年団などのご理解やご協力が必要であり、これまでも、校舎増築の経緯や概要を説明してきたところではありますが、具体的な施工内容や工期などが決まった際には、改めて施工業者を交えて、丁寧な説明を行うよう、指示したところでもあります。

なお、少人数学級の拡大に係る各種支援につきましては、山梨県市長会など様々なルートを通じて、要望してきたところでもあります。

今後におきましても、甲府に生まれてよかったと思える「こども育む」まちづくりを推進し、全ての子どもたちが、安心して健やかに過ごすことができる教育環境のもとで学校生活を送れるよう、鋭意取り組んでまいります。

**報告：第9号**

6月19日（月）08 鷹野弘貴 議員 答弁資料目次（令和5年6月 定例会）

（分割方式）1-1

番号	質問事項	答弁者	答弁 順番
1-1	人口減少対策の現状と今後について	企画財務部長	1

番号	質問事項	答弁者	答弁 順番
2-1	子育て負担に対する支援について	子ども未来部長	1
2-2	「甲府市児童生徒支援センター すてっぷ」を中心とした不登校対策の推進について	教育長	2

番号	質問事項	答弁者	答弁 順番
3-1	「環境に配慮した農業への取組」について	産業部長	1

番号	質問事項	答弁者	答弁 順番
4-1	選挙の投票率向上の取組について	選挙管理委員会 委員長	1

番号	質問事項	答弁者	答弁 順番
5-1	自治体DXの推進について	市長	1

## 報告：第9号

令和5年6月市議会定例会 教育委員会関係の質問に対する答弁内容

### 「甲府市児童生徒支援センター すてっぷ」を中心とした不登校対策の推進について

- (1) 質問者 鷹野弘貴 議員
- (2) 質問日 6月19日
- (3) 答弁者 教育長
- (4) 担当課 学校教育課
- (5) 答弁内容

各学校においては、不登校を生じさせないような学校づくりや不登校児童生徒への効果的な支援の実施などが求められているところであり、子どもたちの将来の社会的自立に向けて適切に対応していく必要があります。

このような中、本市におきましては、本年4月に「児童生徒支援センター すてっぷ」を開設し、不登校などに係る児童生徒や保護者等からの相談に対し、自立支援カウンセラーなどが対応するとともに、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーが、必要に応じて学校や家庭を訪問し、悩みや困難を抱える児童生徒に寄り添い、同じ施設内にあるあすなる学級をはじめとした市や県の関係部署とも連携しながらきめ細かな支援につなげており、4月から5月にかけて、32件の不登校に係る相談を受け付けたところであります。

また、今年度から、市内中学校2校を不登校対策に係る指定校とし、市単独雇用の不登校担当教員を配置した上で、それぞれの中学校に「ほっとルーム」と呼ばれる校内教育支援センターを設置し、登校はできるが、自分のク

## 報告：第9号

ラスに入りづらい生徒が落ち着いた空間の中で、自分に合ったペースで学習や活動ができる場を提供しているところであり、現在、2校で16名の生徒が、常時又は随時、「ほっとルーム」を活用し、学んでいるところであります。

さらに、昨年度立ち上げた「甲府市不登校総合対策検討委員会」におきましては、あすなろ学級への迅速な入級につなげる見直しを行うとともに、不登校に係る保護者向けのリーフレットの作成につきましても、現在、進めているところであります。

今後におきましては、各学校における、分かりやすい授業の提供や、居心地のよい学級の雰囲気づくりなどを通して、その未然防止に努めるとともに、「児童生徒支援センター すてっぷ」を中心とした相談支援等を充実させる中で、子どもたちが未来を担う社会の一員として健全に成長していくことを応援してまいります。



## 報告：第9号

6月20日（火）11 堀とめほ 議員 答弁資料目次（令和5年6月 定例会）

（分割方式）1-1

番号	質問事項	答弁者	答弁 順番
1-1	不登校特例校の設置について	教育長	1
1-2	実践的ないじめ予防授業について	教育長	2

番号	質問事項	答弁者	答弁 順番
2-1 2-2	生命（いのち）の安全教育の実施について	教育長	1

番号	質問事項	答弁者	答弁 順番
3-1 3-2	自転車の安全な利用と正しいルールの周知について	市長	1

## 報告：第9号

令和5年6月市議会定例会 教育委員会関係の質問に対する答弁内容

### 不登校特例校の設置について

- (1) 質問者 堀とめほ 議員
- (2) 質問日 6月20日
- (3) 答弁者 教育長
- (4) 担当課 学校教育課
- (5) 答弁内容

不登校特例校は不登校の児童生徒に配慮した特別な教育課程を編成することが認められており、学習指導要領にとらわれず、授業時間の削減や体験活動の重視など、学びやすい工夫をすることが可能となっております。

文部科学省では、本年3月、「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策」(COCOLOプラン)を取りまとめ、現在、全国に小・中・高等学校合わせて24校ある特例校を、今後、早期に全ての都道府県と政令指定都市に設け、将来的には、全国で300校設置することを目指すとしました。

本市におきましては、今年度、市内中学校2校を不登校対策の指定校とし、市単独雇用の不登校担当教員を配置したうえで、それぞれの学校に「ほっとルーム」と呼ばれる校内教育支援センターを設置し、自分のクラスに入りづらい生徒が落ち着いた空間の中で、学習や活動ができる場の提供を行っているところであり、市内3か所にある、あすなろ学級におきましても、学生ボランティアやICTの活用などによりその充実に力を注いでいるところでもあります。

不登校特例校につきましては、他県の特例校の視察を予定しているところ

## 報告：第9号

であります。その設置については、引き続き、国の動向や先進地の状況を注視してまいりたいと考えております。

今後におきましても、誰一人取り残されない学びの保障に向け、不登校児童生徒が学びたいと思ったときに多様な学びにつなげられるよう個々のニーズに応じた受け皿を充実させるとともに、関係部署と連携しながら児童生徒や保護者に必要な支援を進めてまいります。

## 報告：第9号

令和5年6月市議会定例会 教育委員会関係の質問に対する答弁内容

### 実践的ないじめ予防授業について

- (1) 質問者 堀とめほ 議員
- (2) 質問日 6月20日
- (3) 答弁者 教育長
- (4) 担当課 学校教育課
- (5) 答弁内容

本市においては、学校教育における指導の重点項目の一つとして「思い遣る心の育成」を掲げ、人権教育や道徳教育などを推進する中でいじめを許さない集団づくりに向けた取組を進めているところであります。

小中学校の道徳科の授業における「相互理解、寛容」の内容項目におきましては、「自分の考えや意見を相手に伝えるとともに、相手のことを理解し、自分と異なる意見も大切にすること」などが示されており、それぞれの立場を認め合い、理解しながら、自分と同じように他者を尊重する態度を育てることをとおして、いじめの未然防止やいじめを生まない雰囲気、環境の醸成に努めているところであります。

また、その授業におきましては、児童生徒に特定の役割を与えて即興的に演技する役割演技などをおして、いじめに関する理解を深めるとともに、人の感じ方や考え方は一つではないことを考え、議論することにより気づかせるなど、実践的ないじめ予防の取組を行っているところであります。

さらに、市内全ての小中学生の代表で構成されている「甲府市少年議会」におきましては、例年「いじめ追放宣言」を採択し、いじめは絶対に許され

## 報告：第9号

るものではないことを確認するとともに、本年度は、中学校区ごとに「甲府市児童生徒いじめ防止会議」をオンラインで開催し、自分たちの手でいじめをなくしていこうとする意識を高めていくこととしております。

今後におきましても、道徳科や学級活動、学校行事など、教育活動全体をとおして、子どもたちが相手を思い遣ることができ、学校が子どもたちにとって更に魅力的な場となるよう努めてまいります。

## 報告：第9号

令和5年6月市議会定例会 教育委員会関係の質問に対する答弁内容

### 生命（いのち）の安全教育の実施について

- (1) 質問者 堀とめほ 議員
- (2) 質問日 6月20日
- (3) 答弁者 教育長
- (4) 担当課 学校教育課
- (5) 答弁内容

性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、近年、その根絶に向けて、社会全体で取り組んでいくことが求められており、文部科学省においては、子どもを性暴力の当事者にしないために「生命（いのち）の安全教育」を推進することとし、発達段階に応じて、生命（いのち）を大切にすることや、性暴力等の加害者にも、被害者にも、傍観者にもならないための教育を実施し、生命（いのち）の尊さに対する考え方や、一人一人を尊重する態度等を、身に付けさせることを目指しております。

本市の各学校におきましては、「生命（いのち）の安全教育」の内容に関わる、嫌なことをされたときの対処方法や、SNSで見えない相手とつながることの危険性等については、学習指導要領に則り、既に各教科等で取り組んでいるところでありますが、今後におきましては、各学校に対し、性犯罪や性暴力への対策を強化する必要性を周知する中で、国から委託を受けた実践校の成果等も踏まえながら、児童生徒の実態に合わせた教育課程の編成に努めるとともに、学校で行った性に関する指導の様子などについて、学年通信等とおして保護者とも共有するなど、学校と家庭とで連携しながら子どもたち

## 報告：第9号

を性犯罪等の当事者にしないための取組を推進してまいります。

**報告：第9号**

6月20日(火) 13 内藤司朗 議員 答弁資料目次(令和5年6月 定例会)

(分割方式) 1-1

番号	質問事項	答弁者	答弁 順番
1-1	学校給食費の無償化について	教育部長	1

番号	質問事項	答弁者	答弁 順番
2-1 2-2 2-4 2-5	会計年度任用職員の処遇について	市長	1
2-3	専門性の高い職に任用する会計年度任用職員について	行政経営部長	2

番号	質問事項	答弁者	答弁 順番
3-1	奨学金の返還支援について	企画財務部長	1

番号	質問事項	答弁者	答弁 順番
4-1	国民健康保険料の子どもの均等割廃止について	福祉保健部長	1

番号	質問事項	答弁者	答弁 順番
5-1 5-2 5-3	生活保護行政について	福祉保健部長	1

番号	質問事項	答弁者	答弁 順番
6-1 6-2	旧岡島百貨店のアスベストについて	まちづくり部長	1



## 報告：第9号

令和5年6月市議会定例会 教育委員会関係の質問に対する答弁内容

### 学校給食費の無償化について

- (1) 質問者 内藤司朗 議員
- (2) 質問日 6月20日
- (3) 答弁者 教育部長
- (4) 担当課 学事課
- (5) 答弁内容

本市の学校給食費につきましては、学校給食法の規定に基づき、給食の実施に必要な施設、設備に要する経費や人件費等の運営費は設置者である本市が負担しており、保護者の皆様には食材費のみをご負担いただいているところであります。

こうした中、本市では、経済的な理由による支援が必要な世帯につきましては、就学援助制度により、学校給食費や学用品費などの支援を行っており、さらに、昨年度に引き続き原油価格や物価の高騰に伴う給食の食材費の高騰分を負担しているところであります。

今後におきましても、真に支援を必要とする世帯の負担軽減に努めながら、現行制度を維持してまいりたいと考えております。

## 報告：第9号

6月20日(火) 14 村松裕美 議員 答弁資料目次(令和5年6月 定例会)

(分割方式) 1-1

番号	質問事項	答弁者	答弁 順番
1-1 1-2	新型コロナワクチン接種後の被害者救済について	保健衛生監	1

番号	質問事項	答弁者	答弁 順番
2-1	死亡者数の増加について	市長	1
2-2 2-3	今後の新型コロナワクチン接種の勧奨について	保健衛生監	2

番号	質問事項	答弁者	答弁 順番
3-1	フリースクールなどに通う家庭への支援について	教育部長	1
3-2	不登校児童生徒が公的機関等に通所する場合の通学 定期乗車券の適用について	教育長	2
3-3	スクールカウンセラー等による効果的な支援の在り 方について	教育長	3

## 報告：第9号

令和5年6月市議会定例会 教育委員会関係の質問に対する答弁内容

### フリースクールなどに通う家庭への支援について

- (1) 質問者 村松裕美 議員
- (2) 質問日 6月20日
- (3) 答弁者 教育部長
- (4) 担当課 学事課
- (5) 答弁内容

不登校児童生徒のご家庭における 昼食の用意、フリースクールへ通う場合の利用料、送迎などの人的、経済的な負担やフリースクールの利用料を補助する事例があることは承知しているところであります。

今後におきましては、フリースクールなどの利用料補助について、児童生徒や保護者のニーズを見極めつつ、国の動向や先進地の状況を注視してまいりたいと考えております。

## 報告：第9号

令和5年6月市議会定例会 教育委員会関係の質問に対する答弁内容

### 不登校児童生徒が公的機関等に通所する場合の通学定期乗車券の適用について

- (1) 質問者 村松裕美 議員
- (2) 質問日 6月20日
- (3) 答弁者 教育長
- (4) 担当課 学校教育
- (5) 答弁内容

本市教育委員会におきましては、文部科学省からの平成5年の通知に続き、平成21年3月に発出された「不登校児童生徒が学校外の公的機関等に通所する場合の通学定期乗車券制度の適用について」の通知を踏まえ、同年4月に、改めて学校外の公的機関等で相談・指導を受けた日数を指導要録上出席扱いとした不登校児童生徒について通学定期乗車券制度の対象とすることなどを各学校に通知したところであります。

また、公的機関等に通所した場合の出席の取扱いにつきましては、文部科学省のガイドラインに基づき現在作成しているところであり、来年度当初までに各学校に周知する予定となっております。

## 報告：第9号

令和5年6月市議会定例会 教育委員会関係の質問に対する答弁内容

### スクールカウンセラー等による効果的な支援の在り方について

- (1) 質問者 村松裕美 議員
- (2) 質問日 6月20日
- (3) 答弁者 教育長
- (4) 担当課 学校教育
- (5) 答弁内容

山梨県におきましては、教育相談体制の充実を図るため、児童生徒の心理に関して高度に専門的な知識や経験を有する方などを、スクールカウンセラーとして県内全小中学校に配置しているところであります。

一方、本市においては、本年4月に「児童生徒支援センター すてっぷ」を開設し、不登校やいじめ等に係る児童生徒や保護者からの相談を一元的に受け、専門の担当者が連携して必要な支援を行う体制を整えたところであり、学校以外の場所に拠点を設け、市単独雇用のスクールカウンセラー等を配置するとともに、家庭や学校を訪問することを通して、悩みや困難を抱える児童生徒やその保護者へのきめ細かな支援につなげているところであります。

今後におきましても、学校復帰や社会的自立を支えるため、児童生徒等の不安に寄り添いながら、適切なサポートにつなげるとともに、昨年度設置した「不登校総合対策検討委員会」や不登校に関する相談をされた保護者の方などの意見も聴く中で、より良い支援の在り方を検討してまいります。